

送付5-7、5-9 陳情審査部分抜粋：
令和 5年 3月 8日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 それでは、日程1、陳情審査に入ります。

当委員会に新たに送付された陳情は、送付5-7、神田警察通りⅡ期工事の中断と調整を求める陳情と、送付5-9、神田警察通りⅡ期工事の住民アンケートについて調査を求める陳情の2件であります。お手元に陳情書はお配りしておりますので、ご確認を下さい。陳情書の朗読は省略をいたします。

いずれも関係のある陳情ですので、一括して審査をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本陳情について、執行機関からの情報提供があれば頂きたいと思っております。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りの事業の進捗といたしましては、本年2月6日に作業を実施したところでございます。守る会等の工事に反対する一部の方々による妨げもあり、工事が進められない状況がありましたが、これ以上工事を遅らせることは歩行者の安全確保への支障や、さらなる経費の増大、神田駅方面のⅢ期以降の工事の大幅な遅延を招くことになるため、区道の整備における公共の利益を優先する立場から作業を実施したものでございます。

神田警察通りⅡ期工事につきましては、本年2月21日の予算特別委員会、その後の本会議において繰越明許費の補正予算を全会一致でご議決いただきましたので、区といたしましては、今後、区民の皆様は安全に安心して神田警察通りを通行していただけますよう、適正な手続に配慮しながら計画内容に沿って整備作業を進めてまいります。したがって、区として工事を中断する考えはございません。

また、アンケートにつきましては、これまでも当委員会や昨日の予算特別委員会におきましてもご説明しており、繰り返しになりますが、Ⅰ期区間が完了し、Ⅱ期以降の整備を進めるに当たり、道路整備と街路樹の在り方について、Ⅱ期区間だけでなく、神田警察通り全体を通じてお住まいやお勤めの方にご意見を伺いながら検討するために実施したものでございます。これにつきましては、議会からの取りまとめもございまして、広く意見を聞くようにということもございましたので実施したものでございます。このアンケートをもって伐採の可否を聞き、それにより取扱いを決めるというのではなく、歩行空間の拡幅など、道路整備に関する基本的な課題に対する意向や、その後の希望する樹種の考え方、それも含めて、個々の設問だけでなく、全体の回答状況を総合的に分析・評価し参考にしたものでございます。その点につきまして改めてご理解を賜りたいと存じます。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。報告を頂きました。各委員の皆様から執行機関に確認したいことがあればどうぞ。

○岩田委員 昨日も質問しましたが、アンケートの中身には入りません。訴訟を継続中ということでお答えできないこともあるということで、それはいろいろ事情もあると思っておりますけども、一方で、アンケートのほうには訴訟継続中で答えられないと言っておきながら、証拠となる街路樹を伐採しちゃって、それは大丈夫なんですか、証拠になっていきますけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 それが証拠というか、なっているのかは分かりませんが、工事の作業として契約となっておりますので、契約がもう既に済んでいますので、作業として実施したものでございます。

○岩田委員 そこじゃないです。訴訟上の話です、訴訟上の話。そのものがまさに対象になっているのに、それを切っちゃって大丈夫なんですか。片や一方、アンケートは訴訟継続中であって答えられないと言っておきながら、まさにその訴訟対象物であるその街路樹を切っちゃって大丈夫なんですかということです。

○印出井環境まちづくり部長 街路樹自体が訴訟対象物だとは認識しておりません。

○岩田委員 じゃあすみません。言葉がちょっと間違えていたのかもしれないです。訴訟対象物ではなく、訴訟になるまさにその基になるものが街路樹、その街路樹に対して皆さん争っているんじゃないですか。それを切っちゃって大丈夫なのかなと。アンケートは訴訟継続中だ、だから答えられないと言っているながら、まさにその裁判の対象になっているものを切っちゃって大丈夫なんですかということです。

○嶋崎委員長 岩田委員、多分言い方は違うけれども、意味は多分同じような話だと思うんだけど。そこも踏まえて答えをしてください。

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 訴訟は国家賠償と住民訴訟がありますけれども、いずれにしてもその街路樹自体がということではないと思いますし、それから住民訴訟については、この訴訟を提起されることをもって工事の執行を停止するという法的な義務はないと。それから、先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、道路整備における公共性の観点から、街路樹を切るということじゃなくて、道路整備に入る中での一連の作業の一つとして取り組んだものだというふうに認識してございます。

○岩田委員 そこじゃないんですよ。街路樹自体がということではないというんですけども、街路樹がまさに訴訟の対象になっているわけじゃないですか。それを、そのところを求めているのに、そのものずばりを切っちゃって大丈夫なのかと言っているんですよ。それで何、その何、契約が済んでいるから、議決がどうのこうのと、いや、そこじゃないんですよ。訴訟としてと言っているんですよ。ちゃんと教えてくださいよ。

○印出井環境まちづくり部長 大丈夫だと思っています。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 行政のほうが、昨日もずっと私の質問にも係争中ということで答弁できませんよという、原則2メートルのところを言われたわけですけども、行政というのは、長らく行政をやっていた方がおっしゃっていましたが、よく間違いを犯す、過ちを犯すんですよ、たくさんいろんなことをやるんですよ。行政を誰よりも長くやっていた自分だから分かるんだけど、でもそれを、だから議会があるんでしょと。だから議会がそれを正しながらやっていくんでしょというように言われたことがあります。

それで、本件の場合、この件の場合なんですけども、確かに係争になってはいますけれども、行政がそこまで緊張感を持つというのは、一つは、先ほど一番最初に須貝課長がおっしゃった言い方を聞いていて思ったんですけども、非常にもう、何というか、原稿どおりみたいなことをおっしゃっているんだけど、住民側から見えているものというのは全部切り捨てているんですよ。それを確認しようとかいう目線が全くないんですね。で、この事業というのはたくさんの論点がありましたけれども、ある意味よく自治体がやってしまう問題の集大成みたいなもので、アンケートといったら不公平なアンケートをしちゃ

った。学者の有識者の意見を聞いたら、それをご当人も言っているけれどもゆがめて伝えちゃった。ガイドラインの変更は議会に諮らなかった。まあそれだけじゃない、恐らく10個ぐらいあるようなぐらいの状態になっている。これが全国的に見るとどうかというと、物すごく注目度は高くて、かなりのレベルの先生方が、これならば、やっぱり地方分権になって20年たったけれども、議決というのはやればいいのかと。その中身がどうなのかということを知るには非常によい、よいと言ったらなんだけれども、これは争うべきものだという人もいます。でもそのことによって、私は住民が抱えなくて、別に好きでやっているわけじゃない。こんなことやるわけじゃないですよ。それを、平穏な暮らし、まちを愛してまちを大切にまちの皆さんと仲よくやりたい。行政とだってもっと行政に自分たちのほうを向いてもらいたい。こんな冷たい関係を長く続けたいなんて思う人は誰一人としていないわけですよ。だから対話を求め、その会が何とかできないかということをお願いしている。そういう状態だということの認識からこの解決の糸口を見いださなくちゃいけないんじゃないんですか。そこからすると、今、行政が言っていることは行政側からの視野であって、住民側が言っていることはここにほとんど書かれている内容がそうですけれども、行政がやるべきことをやっていないでしょうということを言っているんですよ。それに対する、ああ、そここのところできていなかったなという認識は何もないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 アンケートのことですか、専門家のご意見を聞くということとか、いろいろとございましたが、適正にしていると考えてございます。

○小枝委員 そういうふうに言うんでしょうけれども、非常に私から見ると、今の住民というのは、これを進めてきた協議会の方々も町会長さんたちも、これを聞いていなかった住民の方たちも、非常に視野狭窄に陥った行政のやり方の犠牲者というふうに思うんです。そこに私は昨日私自身の反省を大いに述べたつもりですけれども、行政からは一切一言も1ミリも反省の弁がなかった。それでは、間違ったら間違った、それこそ岩田委員の言うように証拠をなくして行って、意欲をなくしめて、もうないんだから、あなたたちないでしょう何もというような戦争論的やり方になっているんですよ。それは自治体行政がやることではない。

で、行政がやるべきことをやっていないでしょうの一つがこの陳情に書かれている内容ですけれども、区のホームページにまだ載っていると思いますが、「神田警察通り自転車通行環境整備工事のお知らせ」ということで、日にち載ってないんですけども、工事に入る前に通常は地域に配付するような、でも何か配付された形跡がないんですけども、でも配付したよ的なものが載っているんですが、そこに工事期間中の詳細工程は別途近隣の皆様にお知らせしますと書いてあって、それで工事期間中の通行止、迂回路についての案内は別途近隣の皆様にお知らせしますと、こうなっているんだけど、これ、やりましたか。

○須貝基盤整備計画担当課長 どの工事のことかあれですけども、一般的に出しております。それで通行止等、そういうことをすれば当然迂回路、そういうものの表示はしてございます。

○小枝委員 いや、工事期間中の詳細工程を別途近隣の皆様にお知らせしますと。これ自体もこの紙自体もホームページには載っているけど、紙は配付していないんだけど、実際まちで見た物はないんだけど、沿道に住んでいる人ももらっていないみたいですよ。でも

一応ホームページに、区の得意のホームページに貼った。貼った内容のここに書かれていることぐらいは、近隣の皆様にお知らせした内容があるなら、その紙を出してくださいよ。やっていないでしょう。それは議会云々じゃないんですよ。やったかやらないか、やったならどうやったのか、どこまでやったのか。やっていないんですよ。だからやってくださいよと住民が言ってるんじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 工事につきましては、工事の内容や時間帯、実施の範囲ですとか、様々通行に及ぼす影響等も含めて、それに対応して適宜情報提供しているというところでございます。先般の工事に当たりましては、時間帯とその影響の範囲も含めて、その地先の中での範囲の中でできたということなので、いわゆる広い意味での近隣住民に対してはそういった情報提供はなかったというふうに、なかったというか必要がないと認めたので実施していないというところでございます。

○小枝委員 地先にもまいていないですし、近隣にもまいていない。そしてそもそもは近隣に配付すると書いてあるんですよ。この仕事って誰がすることになっているの。工事業者にやらせることになっているのか、それとも千代田区行政が自らやることになっているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 区が発注しておりますので、区がその発注業者に依頼してやるものですが、部長も申しましたとおり、今回の作業につきましては、沿道に影響のある方、その部分に関してお知らせはしていると。ただ……

○小枝委員 だから誰が。

○須貝基盤整備計画担当課長 影響するところはなかったというところでございます。

○小枝委員 誰が。

○嶋崎委員長 役所がお知らせを配ったのか。

○小枝委員 うん、そうそう。

○嶋崎委員長 事業者が配ったのか、そこを明確に教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回の作業に関してはそのチラシはお配りしてはございません。

○小枝委員 いやいや、委員長の質問に答えてほしいんですけども、誰がやるべき、行政がやるべきだったけど、今回は影響ないと恣意的に判断してやらなかったという答弁と、じゃあ聞きますね。もう行ったり来たり嫌だから、そういうことですよ。

○印出井環境まちづくり部長 いずれにしても、具体的にそういった通知をするのは役割分担があるかと思えますけれども、行政の役割としてやると。それから、今回については恣意的ではなくて、具体的に地先の建物や店舗等に影響のない範囲で実施したため配付していないというところでございます。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 影響があるないなんて、これに書いていないですよ。工事期間中の詳細工程は別途近隣の皆様にお知らせしますとしか書いていないですよ。影響のある方にとか書いていないですよ。なのに配っていないというのが、だからそれが恣意的なんじゃないかと言っているんですよ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどのご説明については、我々の裁量の範囲の中で実施

しているというふうに考えてございます。

○岩田委員 書いてないじゃないですか。おかしいよ。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 だから、ちょっと住民側からの目線に立てば、ホームページの中とはいえ、それがホームページの中であることも問題なんだけれども、通常これは区がどこの通りでも、和泉小学校の前の通りでも出世不動の通りでも、どこでも配付するスタイルのチラシなんですよ、これって。だから書いてあることはほぼみんな同じ、工事期間中の詳細工程は別途近隣の皆様にお知らせいたしますというふうにするんですよ。そうすると近隣の皆様が、非常に問題意識を持っている方たちだと、来てください、説明してくださいというわけなんです。で、それについて千代田区役所は行政としての仕事、地域の住民の皆さんにどういう工事をどんなふうにとということについて説明会を開かない以前に紙1枚出していないんですよ。ここに約束している米印の約束そのものをやっていないことについて、行政はやってくださいというやり取りだったんじゃないんですか。やっていないんですよ。やっていないでしょう。だってやっていないんだもん。もうここはもう価値観はいいから、やっていないということだから。

○嶋崎委員長 再答弁をしてください。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、今般については必要性を認めなかったのやっていないと。ただ、工事の概要につきまして、かなり時間が経過しましたがけれども、こういう形の工事をするということについては、情報提供並びに関係者の皆さんからの要望に応じて、我々としては、大分時間がたちますけれども、個別には、個別というか、一定の集まりの中で説明をしたという経緯があります。で、その計画内容については、その後変更がございませんので、今般の具体の作業については、影響のない範囲の中で実施したので、今ご指摘のような地先への情報提供は必要がないと認めたとところでございます。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 ちょっと待って整理するから。ちょっと待ってください。

あのね、いずれにしてもさ、近隣の住民の方を含めてご心配をされていることは多々あるわけなんで、そこは役所の役割としてきちっとすべきことはするということは、ぜひともここでまずお約束を頂きたい。賛成、反対はあるのは十二分に分かっています。けれども、執行機関として、役所として、千代田区が担っている役割は大きいわけだから、そのところは賛成、反対ではなくて、きちっと説明なりご報告を申し上げるということだけはここでまず約束してください。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 今後のⅡ期工事の作業に当たりましては、沿道の工事の内容や影響に対応して必要な情報提供に努めるというふうに考えております。

○嶋崎委員長 そこは整理しましたから、すみませんけど、それ以上のことはご発言はしないでください。いいですか。

大坂委員。

○大坂委員 陳情審査ということで出てきておりますので、陳情についてちょっと何点か確認をさせていただきたいんですけれども、この神田警察通りの件につきましては、今、委員長からも整理がありましたとおり、賛成、反対、様々な意見があるという中で、我々

委員会としても再三にわたり丁寧にやってほしいということは伝えてきたつもりです。議案の審査もしっかりとやりましたし、陳情審査についても再三にわたり指摘をしてきているという中で、このアンケートの件が今回出てきているわけなんですけれども、このアンケートについても、先ほど課長のほうから説明がありましたけれども、陳情審査や議案の審査の中で委員会のほうから様々指摘がされる中でアンケートを実施したという経緯があるだろうと思っているんですけれども、それで間違いがないですね。で、そもそもこのアンケートの目的は何だったのか、その辺についても改めて説明をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げましたが、まずは議会からの取りまとめもあったということで、広く意見を聞くためにも行ったと、まずその目的がございませう。それから、Ⅰ期区間が完了してⅡ期以降の整備を進める、そういうことに当たって、道路整備と街路樹の在り方について、で、このⅡ期区間だけではなくて、神田警察通り全体、それを通じて皆様のご意見を伺いながら検討するために実施したものでございませう。

○大坂委員 Ⅱ期区間のためのアンケートではないということと、あとこの結果に基づいてⅡ期区間の整備内容が変わったということではないという認識でよろしいんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この意見を聞いて、そしてそれを議会、それから協議会、そういうところに報告をいたしまして、フィードバックをして、計画としてはこれによって変わったということではございませう。

○大坂委員 長い期間本当に時間をかけて様々な形で議論した結果、今のこの神田警察通りの整備の在り方があるのかなというふうには思っているんですけれども、もし仮にというところではあるんですけれども、街路樹を保存しながら解決をしてほしいという意見がアンケートの中で多かったとしたら判断は変わるものだったんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もしというお話で、そのようなことはないと思っておりますが、万が一そのような結果だとしても、これまで委員会等でご説明しておりますが、今ある街路樹がその位置にあっては多くの方が望む歩行空間と自転車走行空間の整備ができませんので、道路管理者としての区としての判断が変わるものではないと思っております。

○大坂委員 そのこのところの賛成、反対というところがこの神田警察通りの整備に当たっては本当に重要なポイントになったのかなというふうには思っておりますが、少なからずこの神田警察通りについては、現行の整備の内容で一日でも早く整備を進めてほしいという意見があるということも私は認識しておりますし、安全・安心ということを考えますと、そこはしっかりとやっていただきたいというところでありませう。

で、この工事に関しては様々な要因があって工事がストップしたという経緯があると思っております。議会のほうの議決としては、令和4年度でこの工事を進めて支出をするという予算で議決をしたんですけれども、工事が延びた結果、令和5年度に繰越しをしなきゃいけないなくなったという事態の中で、この繰越しについては、先ほどの予算特別委員会の中で補正予算として繰越明許費として計上されて全会一致で可決しているというところでありませう。で、そうした状況を踏まえても、整備の内容については今後変わることはないというふうにご覧いただきよろしいんでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今、大坂委員からございませう、昨日の総括審議でもあり

ましたけれども、計画どおり安全・安心、それから様々な人が通行しやすい道路、それからまちづくりと連携した道路整備、それから1.4キロの街区全体を通じた道路整備という中で、道路整備を計画どおり一刻も早く進めてほしいというようなご意見があるということも事実だと。もちろん反対の方もいらっしゃいますが、それも事実だと思います。それらを受け止める中で、我々としては令和4年の補正予算の繰越明許費のご議決を全会一致でご議決いただいたので、計画どおり進めていくという認識で変わりはありません。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 繰越明許費、全会一致でと度々おっしゃいますけれども、陳情者も含めて歩道の整備に反対している人はいないわけですよ。歩きやすい歩行空間を、だから工事そのものに反対というわけじゃないわけなんで、これはその辺誤解がないようにしていただきたいと。実際、I期工事がそのようにやられたという経過もあるので、繰越明許云々というのは、工事を進める、何か担保みたいな、そういうふうに言われると、恐らく賛成した人も不本意な方が少なくないと思うんですね。それをちょっとっておきます。

それで、この沿道のまちづくりというのは、今いろいろ、昨日まで外一の問題だとか、二番町の地区計画の見直しの問題とか、いろいろ議論してきました。その二つとは全く性格が違うわけですよ。だから所管が企画総務委員会でやっている。あちらは再開発等促進区というすさまじい規制緩和の都市計画手法が使われたと。これをどうコントロールしていくのか、そういう問題です。しかし、この沿道の整備というのはそうじゃなくて、住民同士が話し合っ、いかに人と人とをつないでいくのか。都市計画の手法を使うわけじゃないわけですよ。だからいかに住民同士が話し合える、そういう機会と場を保障するのかがというのが私は鍵を握っているんじゃないかなと。そういう立場でちょっと何点か確認させていただきたいと思うんです。

まちづくりに勝ち負けつちゃ、駄目なんですよ。勝ち負けついたら、絆が壊れますから。ですから、いかにみんなが納得できる整備をしていくのか、これは最初から最後まで追求していかなければならない私はテーマだと思っています。

それで、アンケートなんだけれども、これについては先ほど議会からの要請があったと。で、なぜ議会から委員会として要請したかということ、住民からのすごい陳情書があったからですよ。やはり住民のその意思を確認してくれと。そういう陳情書がいっぱいあったから委員会として意向調査をすべきだと。それで、このアンケートの結果で確認されたものの一つとしては多様な民意があったと。これ、分かったんじゃないですか、執行機関も。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 木村委員のおっしゃるとおり、様々なご意見があるということは認識いたしました。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長、補足で。

○嶋崎委員長 補足。はい、部長。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。一言だけ、ちょっとお言葉ですけども、繰越明許費が議決されたからというご指摘がありましたけれども、私は分科会の中で、計画どおり整備するという形でご答弁申し上げる中で全会一致でご議決いただいたと、そこだけのご理解いただきたいと思います。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 その計画は住民参加の話合いの下で変更する可能性もあるわけですから、それは。既存の計画を前提でこれは強引に進めるんだと。そういう説明だったら私も含めて賛成しなかったでしょう。やはり問題意識としては勝ち負けつけないと、まちづくりは。住民が納得できるような形でという、そういう計画をこれからもつくり上げていくという、そういう決意の下で含めてああいう態度を取った。これは改めて言うておきます。

そうなんです、多様な意見がああアンケートの結果分かったんですよ。ただ、この陳情書にあるように、質問の9、どのように整備したらいいかと。この点についてだけは――あ、問8か、問8ですね。これについては無回答の割合がめちゃくちゃ多かったわけよ。ほかのところは数%なのにこれだけ1割、ですから、聞き方がちょっと難しかったんじゃないかと、そういう問題はあると思います。ただ、多様な意見が出てきたと。で、学識経験者、これも議会からの要請で意見聴取を求めました。で、それもなぜ求めたかということ、住民の皆さんからの陳情なんです。専門家の意見もきちんと聞き取ってくれと。ちょっと専門家の意見の聞き取り方というのは、私なんか考えていたものとはちょっと違ったけれども、ただ、4人の専門家の意見を聞き取ったと。で、あそこでも示されたのは、文字どおり四者四様で、多様な意見があったということじゃありませんか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その点も木村委員のご指摘のとおりでございます。

○木村委員 で、その多様な意見があったと。これは住民の皆さんからの陳情書を受けてアンケートを実施し、学識経験者の意見聴取を行い、それで多様な意見があったと。これが明らかになったと。で、だからこそ行政としては、執行機関としては、Ⅲ期以降についてはその教訓を生かして多様な意見を反映させて、全員が、沿道住民の方が納得できるような形で整備をしていくと。それはどういう仕組みにしていくかというのは、今後、議会も含めて一緒に考えていくという形になっていくと思うんだけど、そういったアンケートや学識経験者の多様な意見を踏まえてそれを反映できるような、そのような協議会のようなものをつくって進めていくということは、これはご確認いただけますよね。

○印出井環境まちづくり部長 既存の神田警察通り沿道整備協議会、そちらの中では、昨日の総括質疑でもございましたが、沿道のまちづくりと道路整備一体に検討してきた経緯があります。これまでもご答弁申し上げておおり、今後、Ⅲ期以降の在り方、あと、これから動いてくる沿道の様々なまちづくりの動向、先般策定した沿道のまちづくり方針、これは所管部長はまちづくり担当部長になりますけれども、部を全体を統括する立場として、今ご指摘がありましたように、その在り方については別途議論しているプラットフォーム、こうしたまちづくりを考えるプラットフォームの在り方と並行して見直しをしていくということでご確認いただいて結構だと思います。

○木村委員 そうなりますと、やはりそうだったというのはⅡ期工事の決め方がやはりその点で不十分だったということの反映でもないでしょうか、それは。Ⅲ期以降はこのように多様な意見を反映できるような仕組みをつくっていくということは、現行のⅡ期工事については――これは議決が無効とかということじゃないよ。議決されたものなので、私は議決されたものはやはりそれは重要だと、大事だと。これは軽視するわけにはいかないというのは私はそう思っています。議決が曖昧になったらそれこそ執行機関をコントロールできなくなりますから。ただ、Ⅱ期工事の議決するまでの経過、これはその点では民意の吸収という点では不十分だったということの一つの教訓の生かし方としてそういう区の立

場になったんじゃないかと思うんだけど、どうでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長　そもそも、地域の様々なまちづくりの協議会の在り方についてのご議論があったのかなと思います。その延長線上において、警察通りだけではなく、様々なエリアにおけるまちづくりについての体制について考えていくというのが一つあったと思います。それから、結果としてこういう形で道路整備を進めてほしいという方々と街路樹を残して整備してほしいという方々の中で、こういった意見の相克があって、工事を、我々としては適正に手続を踏んで進めてきた工事を妨げられることによって事業の執行が遅れているという事態を招いたということについては、円滑に進められるような結果のほうが当然よかったんだろうなと。それは事実としてそういうふうには認識しております。

○木村委員　Ⅲ期以降の、本当に民意を反映した、いい沿道整備ができるようにするためにも、Ⅱ期工事のやはり在り方というのが非常に大事になってきていると、そう私は思うんですね。それで、少なくとも議決されたと。しかも今訴訟中でしょう。係争中と。これがちょっと一つ解決する方向を見いだす上で、私個人としては非常にデッドロックになってきていると。解決方向を見いだし得ないと、そういう状況があります。ただ、そういう状況の中でも、やはり冒頭に言ったまちづくりは人と人とをつなぐものだと。この立場をやっぱり堅持していかなくちゃ私はいけないと。これは議会側も執行機関の側もこれは共通の立場に立ち切れるんじゃないかなと。これを忘れちゃうと私は駄目だと思うんですよ。で、話し合いは大事だと。で、係争中の話し合いが可能なかどうか、これもちょっと私何とも言えません、確信持てません。

で、冒頭言ったように、話し合いというのは多様な意見があったわけですよ。このアンケートを拝見すると、街路樹の種類についても本当に多様ですよ。こういう樹木にしてほしいと。で、係争中で話し合いとなると和解なのかと。でも和解で解決できるような意見の多様性じゃないわけよ。もっとすごいわけよ、多様さって。だからいろんな多様な意見も反映できるような解決方向を見いだしていくと。これはこの場で私はちょっと提案できないような、はっきり言うと分かりません。分からない。分からないけれども、ただ、冒頭言ったように、まちづくり、沿道整備の本来の目的に照らして、少なくとも行政として、我々議会側もそうなんだけれども、勝ち負け、勝負をつけるという立場でなく、どう人と人とをつないでいくのかと。この立場というのはやはり執行機関としても本当に最後の最後まで貫くことが求められる基本的立場じゃないかというふうに思うんです。ちょっとその辺確認させてください。

○印出井環境まちづくり部長　道路整備、広くまちづくりについての木村委員のご指摘、目指すべき方向については、私としても共通認識、共感するところでございます。

○嶋崎委員長　よろしいですか。

副委員長。

○大串副委員長　私のほうから、分科会でも質問したことなんですけれども、予算も通りました。議決されました。それから契約も議決されました。で、その後、議会の役割としては執行をちゃんとチェックしなくてはいけないという役割もあると思います。そこで分科会で私申し上げたのは、区と事業者との間で契約を結びましたけども、その契約の中に、契約どおりできるのかどうかということで契約約款が定められております。その第17条

の1項4号に基づくと、契約を変更しなければいけない。要するに契約変更のガイドラインですよ。またその約款に定められているので、これに基づいて道路整備の設計の在り方、これを変更したらどうだと。そういうことで分科会では申し上げました。この点についてもう一度答弁をお願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 現時点で現在の契約内容について、整備内容について大きな変更はございませんので、契約を変更するというのも、今の時点ではございません。

○大串副委員長 千代田区はいろんな契約を結んでも、その後設計を変更する。その変更する場合は、その契約約款の第17条の何項に基づいてやりますよというのをずっと報告していただいております。この17条の第1項というのは、図面仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないというのが第1項ですよ。質問回答書と一致しないというのはどういうことかということ、今回の例で言うと、この質問回答書、事業者から区のほうに質問したのがあります。その質問の18番目に、この道路植栽工において樹木の撤去について地元住民様への周知は完了していると考えていいか。当然の質問ですよ、事業者としては、これから工事を進めるわけですから。それに対して区はどう答えたか。区のホームページにて撤去する旨を公表している。また、工事の施工に当たっては整備計画の内容の掲示を現地にて行います。ホームページで掲載しているからもう住民への周知はできているんだと、こう答えている。けどもこれは全然この質問回答書と現実は違いますよね。それからもう一つ質問がありました。事業者のほうから、当事業に対する地元住民、商店様への周知は完了していると考えていいのかと。これも当然の質問ですよ。これに対して区は、また同じように区のホームページにて事業の説明、公表をしているので周知済みだと。ところが実際、大林——いいのかな、事業者さんが工事を始めるとなると、この質問回答書で答えた区の答えとは全く違う状況が生じている。そういう状況があれば、この契約約款17条第1項に基づいて設計変更の対象となりますよということなんですよ。これを千代田区としては、これはもう無視するんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 無視するというものではございません。ホームページでお知らせしているというところはそのとおりでございます、それによって回答のとおりなんですが、そこで食い違いが生じているということに関して、それについては大林の、契約請負業者からはそれを変更してくれということの申立てはございません。

○大串副委員長 もう1年以上も工事を中断している現状について区のほうは真剣に考えないといけないと思いますよ。このように質問書が出ていたのに、できていますよと答えてできていなかったんだということがはっきりしたじゃないですか。それに対してこの道路整備には反対しない。陳情書にも書いてあるとおりのんだ。問題はだからどのようにじゃあ道路整備を進めたらいいかというそのテーブルをつくってこの道路整備を進めなくちゃいけないという段階に入っているんだと思いますよ。それをかたくなに当初の計画を守るんだと言っているのはもうおかしいじゃないですか。ほかの工事は全部この契約約款に基づいてちゃんとやっているのに、この神田警察通りのⅡ期工事だけはこの約款に基づかないというのはおかしいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 その件につきましては、先ほど課長が答弁したとおり、周知として我々がすべきことはしてきたと。で、ただその結果、反対される方がいたと。で、一方で、繰り返しの答弁になりますけれども、計画どおり街路樹の更新も含めて道路整備

をしてほしいという様々で、多くの方も一方でいらっしゃると。これは先ほど木村委員がおっしゃった多様性だと思うんですけども、そういった中で我々は当初の計画内容に沿って進めていくと。もしそういった形の反対があって、今回のように実力を行使することで止めることで行政が計画を変えなければいけないというような事態が広く一般に認められるとすると、これは我々としてはゆゆしき事態になりますので、その辺の実態も踏まえて、我々としては今回も計画どおり工事を進めていくということでございます。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 その認識が少し正確じゃないというか、粗いのかなというふうに思うんですけども、このたびの陳情の3)のところに、道路工事そのものに反対していないということが書かれておまして、その後のところに、添付で資料1/2というのがありますね。その後に2/2というのがありますけれども、この6月30日のことを思い出すと、このとき住民はイチョウの撤去については協議させてほしいがそれ以外のところは工事してくださいとあって、工事をもう何日も見守って、で、その間に街路樹を保存しながらの工事のやり方について協議させてほしいということで求めていた。つまり、部長は妨害者というふう言うんだけど、そうじゃなくて、この道路工事をどう進めるかという知恵を出す住民たちだったわけですよ。その知恵を出す住民を排除しないで、で、先ほど答弁いただいたように、区はそもそも初めに撤去があるから、そういう声がある住民はもう座ろうがそこにいようがいまいが全て妨害者という見方をするんですよ。それでは壁になってしまって知恵が出ない。だから、行政の仕事というのは何なのかというと、ここで、6月の段階で、じゃあ議会も知恵を出し行政も知恵を出して住民も知恵を出して、自分たちは道路整備は賛成だと。道路整備をする中でもっと専門的な知恵を借りて何とか進む方法がないかということで語りかけたときに、もう少し詳細の情報を持って来るから少々お待ちくださいといった中で止まっていたという状況だなということなんですよ。で、それがもしかしたら私も写真ぐらいしか持っていないんですけども、そこに米印で変更が生じる場合は何々様へ、陳情者様へ事前連絡します。米印2で、作業に当たっては木の根に影響がないように努めますとなっている工事工程を共に歩んだ中で、その時間を無駄に過ごすんじゃなくて一緒に整備の内容を考えたいから、その図書なりを一緒にやりましょうと言っていたところだったんですよ。だからあのときにテーブルをつくってくれていたら、もう次の計画というのは理解も納得も、また構造も土木的な要素も分かっていたと思うんですよ。そこをまたここでやらないでテーブルを蹴飛ばしたとあって、妨害者だというふうに罵るのは少なくとも行政のやることではないんじゃないかなと。これはどうしてこう約束したことを語りかけていかなかったんですか、書類がなかったんですか。またそこに設計者さん、設計者さんに、ここはかなり長い間、昨日も質問しましたけれども、お金も払っている、よく熟知されているから、その方にも出てきていただければ、ともにその中身が詰められたと思うんですね。それが工事を推進してともに歩いていく最もいい方法だったんじゃないでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっとひもといてご説明いたします。そもそも一昨年の12月に一旦工事を止めています。これはまさに契約上の工事の停止をしています。それから4か月間ですか、4か月間近く工事を停止しています。その間に公の神田警察通り沿

道整備協議会で、それぞれ2時間掛ける2回ぐらい双方のご意見を聞きました。守る会の方々のご意見も聞きました。それから沿道整備協議会の構成員ではない沿道地域、幅広い沿道地域の古くから住まわれている方、それからPTAの関係者の方とか学校ですとか意見を聞きました。そういった中で、基本的には街路樹の更新も含めて道路整備をしていくということで我々としては最終的には判断をさせていただいたと。そこから先の昨年の話なんですけれども、そういった中で、別に何か、昨日も妨害者呼ばわりとか、そういうご指摘がありましたけれども、そういう何か悪意を込めて言っているわけじゃなくて、現実には妨げられる中で工事が進められないと。そういう実態を踏まえて、少しでも進めるように街路樹に影響のない範囲での工事を先行してさせてくれないかという形の中で、先ほど小枝委員からご指摘があった工程表とかを示させていただきました。で、その中で、我々としては街路樹に影響のない、ますの工事をするという状況にあって、いや、それは影響するしないという話になって、工事施工区域を限った中にその中に座れるとかというような状況があったと。そうすると我々は街路樹に影響しない工事をしていると言っている、そこについても認識の違いがあって工事ができない状況になったというのが我々としての率直な認識でございます。

○嶋崎委員長 小枝委員ね、決して妨げるものではありませんけれども、今回の陳情に沿った形で、後戻りしてしまうとそこそこのそもそも論から入らなきゃならなくなりますから、そこら辺はベテランの議員としての質問をしていただきたい。

○小枝委員 すみませんね。戻るというか、事実認定というところで申し上げたんです。

○嶋崎委員長 思いは分かります。思いは分かります。

○小枝委員 ですから、この陳情書についている2/2のこの用紙が行政から出されたものであるということが事実と認定されれば、ここに木の根に影響がないようにと。今の質疑で初めて、そうだった、印出井部長は見守ったと、工事推進を見守り、協議を求めたと思っている側の住民と、いや、最後までやらせなかったんじゃないかと恨んでいる行政との今何か溝のようなものはよく分かりましたが、そこがだから雨水ますなり何とかというところがどうなのかというのが、先ほど私は提案申し上げているんですよ。事業者の名前を言っただけとはいけないとすれば、そういった設計業者さんとかも一緒じゃないと、多分、今、土木の職員も減らされているからなかなか大変なんだろうと。その資料を持ってきたりとか作ったりというのも、そうすると、やっぱりそういうことがあるのかもしれないので、これだけそのために設計委託しているわけですから、設計委託をしている方たちの知恵ももらいながら、よりスムーズに工事が進行するような場の持ち方というものもあるんじゃないかということは、私はずっとかねがねこれはずっと現場でも申し上げたし、委員会でも申し上げているんですよ。だからもう知恵の出し合いなんですよ。決して壁にならないでいただきたい。私からすると壁なんですよ、行政が。壁のように立ちはだかって、壁と卵という話がありましたけれども、私は卵で潰されちゃうんですよ。そうじゃなくて、やっぱり聞いてほしいんですよ。住民の声も聞いて、私が卵だったら住民はもっと弱い。それではどうしたって住民は幸せにならないし、この億のお金をかける工事をみんな推進しようという知恵を出そうってみんな考えているんだから、そのエネルギーを頂いたほうが今後のためにもいいんじゃないですかということをお願いしています。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その現場でそういう話し合い等、説明会みたいなものを要望されているんですけども、それにつきましては、令和4年1月8日に実施した錦町一丁目有志への2回目の説明会、そちらですと守る会等の工事に反対する方々が多数参加して反対集会、そういう様相を呈したものですから、口頭で何度もお断りはしているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。続けてください。

大串副委員長。

○大串副委員長 さっき約款の17条1項に違反しているんじゃないかということに対して、部長のほうからは周知はしましたと。ただ、反対する住民の方々という答弁でしたけれども、これは行政側がきちんと定められた手続を取らなかったために、住民の方はやむを得ずもうそういう木を守らなくちゃいけない、そういう行動に出たんだと思いますよ。本来の参画・協働ガイドラインの手続にのっとって、このⅡ期工事もちんちんと手続を取ってくれたらこんなようなことにはならなかったんだろうと思います。私は、そのことを十分行政側がまず反省していただきたい。何か反対する区民が悪いみたいな言い方をされたら本当にこれはかわいそうですよ。むしろ行政側がきちんと手続を取らなかったからやむを得ずこういう行動に出なくちゃいけなくなった。それをまず反省すべきだと思いますよ。その反省の上に立って、じゃあ今後の設計変更についてはその約款に基づいてやるとすれば、設計変更については協議の場、イチョウの木についての賛成、反対がありますから、そういった人たちにテーブルに着いてもらって協議する場、それをつくらなくちゃいけないでしょう。まずはそこを行政側は分かってほしい。

○印出井環境まちづくり部長 まさに道路整備、それと道路整備に当たって、繰り返し申し上げていますが、まちづくりの方向性、それをオーソライズする沿道のまちづくりガイドライン、それについては我々のほうでは参画・協働ガイドラインの手続に沿って定めてきたというふうには認識をしております。で、またこの点が訴訟の争点にもなっているということについてはご理解を賜りたいと思います。さらに、具体的な道路整備については、神田警察通りの工事が進捗する中で策定された千代田区道路整備方針に沿い、さらに繰り返しですが、議会での陳情のおまとめに沿ったアンケートや有識者へのヒアリング、度々にわたり沿道整備協議会とか議会でのご報告もさせていただきながら進めてきたところでございます。結果として反対される方がいる中で、計画、予定どおり進んでいないということは事実でございますので、その点については計画どおり円滑に進められなかったことにつきましては、私としては遺憾に思っております。

○大串副委員長 すみません。部長は参画・協働のガイドラインにのっとってやりましたよという今答弁なんですけれども、これは今訴訟になっていますから答弁は僕は求めませんけれども、参画・協働ガイドラインに書いてあることは、パブリックコメントもやりなさいよ。それから住民への説明会もやりなさいよ。アンケートもやりなさい。住民合意に向けての手続がそのガイドラインにはしっかり書かれているけれども、いずれもやらなかった。議会のほうからアンケートをやりなさい。有識者から意見を聞きなさいと。議会から行政側に要請してそういったものを、手続を取った。全くそういった手続が取られない。反対する人が悪いんじゃないくて、反対する人が出てくるのは当然ですよ、そういう手続を欠けば。でするので、千代田区としてはこれをぜひ大いに反省してもらうことを私はこ

ここでは言いたい。そしてこの陳情書に書いてあるように、協議する、そういう場を設けてもらいたいということですから、ぜひ検討していただきたい。

○嶋崎委員長 ご意見でよろしいですか。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。ご意見として伺いました。

ほかにありますか。

○岩田委員 先ほど委員長がまとめていただいたんで、神田警察通り自転車通行環境整備工事のお知らせの中身については言いませんが、一つだけ指摘をさせていただきます。工事期間中の詳細工程は別途近隣の皆様にお知らせいたします。これを裁量で配付しなかったといいますが、この文言を見る限り裁量の入る余地というのは1ミリたりともございません。

で、僕の質問に入ります。先ほど、昨日もそうなんですけども、アンケートのことに關しては係争中につきコメントを差し控えるということでしたけども、先ほど大坂委員の質問にはアンケートの質問に答えちゃっていましたが、大丈夫ですか。僕、心配して聞いているんですよ。係争中と言っていましたけど、答えちゃったけど、大丈夫ですかね、それ。

○嶋崎委員長 ご心配を頂いたような質疑でございましたので。

○印出井環境まちづくり部長 私たしか冒頭に――よろしいですか。

○嶋崎委員長 どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 冒頭に申し上げましたけれども、アンケートの目的とか、一定程度これまで本会議や陳情の中でご答弁してきたこと、アンケートの内容が何か恣意的であるとか、個々の具体的な内容についてのご答弁は差し控えさせていただきますけれども、一定程度目的とか考え方の部分についてはご答弁させていただいたというところがございます。

○岩田委員 中身というか、何かたとえ話のところについても言及しちゃっていましたが、そういうのも大丈夫ですか、心配しています。

○印出井環境まちづくり部長 それはアンケートの位置づけについて大坂委員から別の視点でご質問があったというふうに認識をしております。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

○岩田委員 では、最後で。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 先ほど木の伐採は訴訟だから止めなければならないということはないというようにお話でしたけども、じゃあ切っても大丈夫なのかということ、じゃあまた訴訟の対象にされてまた訴訟を起こされちゃいますけど大丈夫ですかという心配で質問します。大丈夫なんですか。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになりますけれども、我々としても反対の方があるということについては遺憾に思っておりますが、冒頭課長からもありましたように、道路整備の公共性ということ踏まえて予定どおり工事を執行すると。それについては今般の係争中の国家賠償なり住民訴訟で執行を停止するという法的な義務がないというふうには認識をしているところでございます。

○岩田委員 そこじゃなくて、また裁判を起こされちゃいますよと言っているんですよ。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。私からこの取扱いについてご提案がございます。我々任期もあと僅かでございます、このまま継続にしてしまいますと審議未了廃案になってしまいます。より陳情者の皆様には丁寧に議会の対応、委員会の対応をさせていただきたいということで、私の取りまとめ案をお示しさせていただいて、それを各委員にお目通しを頂いて、ご了解を頂ければ、それを取りまとめた形で陳情者に今日の議事録とともにお返しをしたいと思いますけれども、案文をお配りしてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時44分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

お目通しを頂いて、皆さんからご同意を頂いたということで、まずは案文を読み上げさせていただいた後に、何かあればご意見を頂きたいと思います。（発言する者あり）

先に。すみませんけど、私が委員長なものですから、私の指示に従っていただいて。

取りまとめ（案）。

神田警察通りⅡ期工事の今後の予算については、令和4年度一般会計補正予算第4号で繰越明許費として議決されたところである。また、アンケートの内容については、これまでの陳情審査等を通じて、本委員会でも調査してきたところであり、また、神田警察通りに関わる訴訟の証拠ともなっているところである。

これらを踏まえ、以下について執行機関に申し入れる。

1、今後、工事の作業を行う場合、影響を受ける沿道関係者に情報提供を行うこと。

2、今後の道路整備の実施に当たり、千代田区道路整備方針や参画・協働ガイドラインの考え方に基づいて協議を行うとともに、沿道関係者の意向を把握するなど、引き続き丁寧に地域の声に耳を傾けながら進めること。

この2点をまとめとして議事録と一緒にお返しをしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。基本的にこれはよろしいということでご確認を頂いた上で、小枝委員。

○小枝委員 全員で集約していくことですので、という意味でなんですけれども、1点目のところの、今後、工事の作業を行う場合、影響を受ける沿道関係者に情報提供を行うことについては、先ほど岩田委員のほうからもいろいろやり取りがありましたけれども、ホームページに出ている神田警察通り自転車通行環境整備工事のお知らせ、そして米印として工事期間中の詳細工程は別途近隣の皆様にお知らせをいたしますと、この考え方に沿って対応されるという、そういう考え方でよろしゅうございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長の申入れとおりの考えでございます。

送付5-7、5-9 陳情審査部分抜粋：
令和 5年 3月 8日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 はい。いいよね、今のでね。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

それでは、そのような形で陳情者の皆様には議事録とこの取りまとめをもってこの陳情はお返しをさせていただきたいと思います。

陳情審査を終了します。